多言語対応エリアマップ作成協働事業者　公募プロポーザル実施要領

第1章　事業概要

１　概要及び目的

本事業は、公民連携の仕組みを活用して、築港・天保山エリアを中心とした区内の魅力ある店舗や景観資源などの情報を効果的に発信する「多言語対応エリアマップ（以下、「エリアマップ」という。）」を作成・配布することにより、国内外からの多数の来訪者がより多くの時間をかけて、地域の滞在を楽しみ、様々な交流や消費等の経済活動などが生まれることによって、同エリアのにぎわいの創出と新たな魅力の創造に繋げることを目的とする。

この「エリアマップ」の作成にあたっては、平成30年3月に港区役所において策定した「築港・天保山まちづくり計画」に示された方針に基づくとともに、多様で柔軟な視点による新たなアイデアを取り入れて、実効性の高い情報媒体として活用されるよう、「築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会（以下、「実行委員会」という）」と協働して作成に取り組む協働事業者（以下「事業者」という。）を公募する。

２　事業内容と費用分担

「エリアマップ」を作成・配布等により活用する事業の内容、並びに事業遂行にあたっての「実行委員会」と事業者の役割分担並びに費用の分担は、次のとおりとするほか、事業者の公募提案内容等を踏まえて別途締結する協定書及び契約書に定めるものとする。

* 1. 事業内容

ア　この実施要領における「エリアマップ」とは、築港・天保山エリアを中心とした区内の魅力を効果的に発信するため、多くの人を引き付けることのできる店舗、景観資源、建築物や史跡などの魅力スポット等（以下「魅力スポット」という。）をわかりやすく示す地図のほか、コラム、エッセー、写真、イラスト等で一体的に構成された情報媒体のことを言う。「魅力スポット」の地図は必ず作成するものとし、そのほかの具体的な内容、構成やレイアウト等は、公募選定時における事業者の提案をを踏まえ、実行委員会と事業者が協議して定める。

イ　「エリアマップ」の対象とする地理的範囲は、大阪市港区内を基本とするが、築港・天保山エリア（大阪市港区築港1丁目、同2丁目、同3丁目、海岸通1丁目、同2丁目で構成するエリア）を必ず含むものとし、同エリアの魅力スポットを効果的に紹介するとともに、他のエリアの魅力スポットの紹介を合わせて行うことにより、築港天保山エリアのみならず、港区全体の集客・経済効果等を相乗的に生み出す魅力ある媒体とする。

ウ　「エリアマップ」は、クルーズ船旅客・乗員を含めて、広く国内外からの集客効果を高めるため、多言語対応とする。「エリアマップ」のうち、「魅力スポット」の地図や紹介文などは必ず多言語対応とし、その他の部分も含めた具体的な対応は、事業者による公募時の提案を踏まえて、実行委員会が事業者と協議して定める。なお、多言語として表記する外国語としては、英語と中国語を必ず含むものとする。

エ　事業者は、本事業を進めるにあたり、適宜、実行委員会との会議及び打ち合わせ等を通じて合意形成を図りながら、協働して作業を進めることとする。

ウ　「エリアマップ」に係る企画、関係者との協議・連絡調整、取材、写真撮影、編集、構成、印刷などマップ作成に係る一連の業務は、実行委員会と別途締結する協定書及び業務請負契約書により、事業者が一括して行う。

* 1. 費用分担

ア　「エリアマップ」の作成に要する費用のうち、天保山・築港エリアに関する内容に係る経費は実行委員会が負担し、築港・天保山エリアを超えて情報を付加するために要する追加的な費用は事業者が負担する。また、本業務において実行委員会が必要とする成果品の作成に係る費用は、実行委員会が負担する。

イ　なお、実行委員会が負担する経費の総額は、別途締結する業務請負契約書に請負料として定め、業務請負が完了後に実行委員会が事業者に支払う。また、この業務請負料を超える経費は事業者自らが負担することとする。

エ　前項において「別途締結する業務請負契約書に定める請負料」とは、予定価格296,000円（消費税を含む）を超えない範囲で、事業者が公募提案時に示した金額（消費税込み）とする。

オ　実行委員会が必要な成果品は、原則として印刷物2,000部以上、電子データ（ＰＤＦ形式及びイメージファイル形式等）をＣＤ等に記録したものとする。

 (3) 成果物の権利の帰属

ア　本業務で作成した成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45 年法律第48 号）第21 条から第28 条までに規定する権利をいう）については、実行委員会及び事業者の共有に帰属し、相互に内容を公表することを承諾する。なお、別に定めがない限り、成果物の配布は無償で行わなければならない。

イ　事業者又は実行委員会が成果物を改変（2次流用）する場合には、相互に承認を受けることとする。承認を受けた成果物を改変したものについては、前項の規定を適用せず、有償または無償で配布することができる。また、改変後の使用権及び著作権については、甲または乙いずれかの作成したものに帰属する。なお、第三者に著作権等を譲渡する場合には、相互に承認を受けるものとする。

ウ　成果物の活用が公序良俗に反し、又はこれに反する恐れがある場合は、実行委員会は大阪市港区役所とも協議のうえ、事業者に対して、使用の差し止めや回収等を求めることができる。又、事業者はこれらの要求があった場合は、これに従わなければならない。

第2章　公募

１　公募資格

公募に関する資格は次のとおりとする。

1. 事業の公共性を十分に踏まえて、実行委員会が進めるまちづくりの趣旨を理解し、実行委員会と協働して事業実施できる企業、NPO法人、大学等の法人又はその他の団体。
2. 宗教団体、政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
3. その他、公序良俗に反する活動をしていないこと

　２　スケジュール

　　・公募開始（参加申請受付開始）　　　 平成30 年6月26日（火）

　　・公募プロポーザル応募申込書の締切 　平成30 年7月9日（月）

　　・プレゼンテーション審査　　　　　　 平成30 年7月13日（金）（予定）

　　・選定結果通知 　　　　　　　　　　　平成30 年7月中旬（予定）

　　・契約締結、事業開始　　　　　　　　 平成30 年7月下旬（予定）

３　公募方法

公募に関する方法は次のとおりとする。

1. 事業者の公募にあたっては、実行委員会の事務局である一般社団法人港まちづくり協議会大阪のホームページ等で広く周知する。
2. 応募にあたっては、別紙の（仮称）多言語対応エリアマップ作成協働事業者公募プロポーザル応募申込書（様式‐1）に必要事項を記入の上、平成30年7月9日までにメールまたはFAX、郵送などの方法により、下記に記載の実行委員会事務局まで送付すること。

第3章　協働事業者

１　協働事業者の選定

1. 審査は、次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 業務の理解度 | 業務目的および業務内容の理解度 | 30点 |
| 企画調整力 | 提案した事業内容についての専門性・独創性並びにその魅力性 | 60点 |
| 積算の妥当性 | 費用積算根拠の妥当性 | 10点 |
| 合 計 | 100点 |

1. 審査・選定方法

　ア　審査にあたっては、「多言語エリアマップ作成協働事業者公募プロポーザル」協働企業選定会議（以下、「選定会議」という。）において、上記の選定基準に基づきプレゼンテーション審査を実施し、選定委員の評価点の合計により、最優秀提案者を選定する

イ　選定会議

開催日 平成30 年7月13 日（金）予定

場　所 港区役所５階会議室

※プレゼンテーション審査の時間等については、別途提案者へ連絡する。

ウ　審査の結果、評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、企画調整力の得　　　　点が高い者を最優秀提案者とする。それでも決定できない場合は、業務の理解度の得点が高い者を最優秀提案者とする。

２　選定結果

審査の結果については、書面で通知する。

３　協定及び契約の締結

選定会議を経て予定協働事業者として決定された事業者は、事業実施に当たり、実行委員会と「エリアマップ」作成に係る協定及び契約を締結する。（別添協定書案、契約書案参照）

４　その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が定めるものとする。

築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会　事務局

（住所）552-0021大阪市港区築港３－７－１５港振興ビル２０６A

（電話、FAX）０６－６５７２－００１７

（E-mail）hbkkk913@ybb.ne.jp

（様式　１）

（仮称）多言語対応エリアマップ作成協働事業者公募プロポーザル応募申込書

多言語エリアマップ制作協働事業者公募プロポーザルに、本書のとおり提案します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 事業協働の目的 | （貴団体の目的やねらいがわかるよう具体的に記載してください） |
| エリアマップ作成に関する提案内容 | （具体的に、スケジュールやタイトルを含めて記載してください） |
| 区民及び来街者がこのエリアマップを通じて得られる効果 | （事業の趣旨に沿って具体的に記載してください） |
| そ　の　他 | （工夫した点やセールスポイントなどを記載してください） |
| 全体事業費及び内訳 | （下記の項目ごとに分類して記載してください）全 体 事 業 費 ： 金　　　　　　　　円（消費税含む）うち築港・天保山エリアに係る経費 金　　　　　　　　円（消費税含む）うち築港・天保山エリア以外のエリアに係る追加経費 金　　　　　　　　円（消費税含む） |

記入欄が不足する場合は、別紙として同項目を記載してください。

（仮称）多言語対応エリアマップ作成事業に関する協定書（案）

築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、築港・天保山エリアを中心とした港区の魅力を伝える（仮称）多言語対応エリアマップ（以下「エリアマップ」という。）の作成に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙との協働のもと大阪市港区の活性化に資するマップの作成、及び配布を通じて、広くまちの魅力を伝え恒常的なにぎわいを創出すことを目的とする。

（仕様）

第２条　本協定において作成する「エリアマップ」の仕様については、別途締結する契約書及び仕様書のとおりとする。

（役割分担）

第３条　前条の目的を達成するために、甲と乙は次の各号に定める役割を担う。

（１）乙は、事業を進めるにあたり、適宜、甲との会議及び打ち合わせ等を通じて合意形成を図りながら、作業を進めることとする。

（２）「エリアマップ」に係る企画、関係者との協議・連絡調整、取材、写真撮影、編集、構成、印刷など作成に係る一連の業務は、乙が一括して行う。

（３）「エリアマップ」全体の構成について、「築港・天保山エリア」及び「築港以外のエリア」を含めた一体的な港区内全体のマップとして乙が取り纏めるとともに、その他マップ作成に関し必要と認める業務等については甲乙協議のうえ、乙が行う。

（５）甲が必要な「エリアマップ」の成果品作成に係る印刷製本等については、乙が行う。

（経費の負担）

第４条

（１）「エリアマップ」作成のうち、築港・天保山エリアに関する取材、編集及び校正などの経費、並びに甲が必要とする成果品作成費については別途締結する業務請負契約書に基づき甲が負担することとし、金額は金●●●●●●円とする。

（２）築港・天保山エリアを超えて情報を付加するために係る取材、編集、校正、全体のデザイン調整及びその他必要と認める追加的な経費、並びに乙の必要とする成果品作成費は乙が負担する。

２　前項に規定する経費のうち甲が負担する金額については、本協定に定めるマップが完成し甲の承認を受けたあと、別途締結する業務請負契約書に基づき乙の請求により甲が乙に支払う。

（その他）

第５条　本協定に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲と乙により協議して解決する。

（期限）

第６条　本協定の期限は、平成３０年１２月３１日までとする。

　本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年　月　　日

甲　　築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会　　委員長　　重山 英樹　　　印

乙　　●●●●●●　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●●●　　 　印

（別添）

**業　務　請　負　契　約　書**

　築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会（以下、「甲」といいます。）と●●●●（以下、「乙」といいます。）とは、業務請負について、次のとおり契約を締結する。

**第１条（発注及ぶ請負）**

甲乙で別途締結した「多言語対応エリアマップ作成協働事業に関する協定書」に基づき、甲は多言語対応エリアマップ作成に係る業務を乙に発注し、乙はこれを請け負う。

**第２条（仕様書等）**

1. 乙は、本契約に付属する仕様書ならびに必要により甲が適宜追加する関係資料または指図書（以下、一括して「仕様書等」といいます。）に基づき本件業務を実施するものとする。
2. 乙は、仕様書等その他甲からの通知事項に関し不明または疑義が生じたときは、直ちに甲に申し出て、甲の指示を受けるものとする。

**第３条（仕様書等の変更）**

1. 甲または乙は、本契約成立後、次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、相手方と協議のうえ仕様書等を変更することができるものとする。
(1)本件業務の実施途中で、甲において、仕様書等に変更を行う必要が生じたとき。
(2)仕様書等に定めた機能を下まわらない範囲で、乙が別のより合理的な仕様または方式を発見したとき。

**第４条（仕様書等の管理）**

1. 本契約に基づき甲が乙に貸与する仕様書等、その他必要により甲または甲の顧客が乙に貸与する資料（以下、一括して「業務資料」といいます。）については、乙は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管・管理につき甲に対し一切の責任を負担するものとする。
2. 乙は、業務資料を、本件業務実施、その他甲の指定した目的以外に使用してはならないものとする。
3. 乙は、業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならないものとする。
4. 乙は、甲に対し、甲の要求があるときまたは本契約が終了したときは、業務資料（前項により、複製・複写したものを含みます。）を直ちに返還するものとする。

**第５条（作業責任者）**

1. 乙は、本件業務の遂行に関して、甲と連絡、調整等を行う作業責任者（以下、「作業責任者」といいます。）を定め、甲に通知するものとする。
2. 作業責任者は次の事項を行うものとする。
(1)乙の技術者に対する指揮監督、労務管理、安全衛生管理等を行うこと。
(2)本件業務に関して甲の要望、依頼等を受けること。
(3)本件業務に関して甲と進捗状況、仕様書等の打合せ、会議等を行うこと。
なお、作業責任者は、自己の判断により、打合せ、会議等に乙の技術者を出席させることができるものとする。
3. 乙は、作業責任者の権限に対し制限を設けた場合あるいは作業責任者を変更しようとする場合は、文書により事前に甲に通知するものとする。
4. 甲は、作業責任者が本件業務の実施につき適当でない者であると認めた場合は、乙に対しその理由を明示し、作業責任者の変更等必要な処置をとるべきことを求めることができるものとする。

**第６条（緊急の処置）**

乙は、本件業務の実施に際し、緊急に甲からの指示を受けるべき事態が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その指示に従うものとし、事前に甲の指示を受けることができず適宜の処置をとったときは、事後直ちに甲に報告するものとする。

**第７条（報告）**

1. 甲は、乙に対し、必要により何時でも、本件業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。
2. 乙は、甲に対し、個別契約に定めた報告期日に、本件業務の内容等を記載した請負業務報告書を提出し、甲の検査を受けるものとする。

**第８条（再委託の禁止）**

乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならないものとする。

**第９条（引渡）**

1. 乙は、本件業務を完了したときは、仕様書で定める成果物（以下、「成果物」といいます。）を、甲所定の請負業務報告書とともに、納入期日（平成30年12月31日）までに築港・天保山にぎわいづくり実行委員会事務局（一般社団法人みなとまちづくり協議会大阪事務所）において引渡すものとする。
2. 乙は、甲に対し、前項引渡の際、甲または甲の顧客から貸与を受けた業務資料を合わせて返還するものとする。

**第10条（検収）**

1. 乙が本件業務を完了し、前条の規定に従い納入物件を引渡したときは、甲は、仕様書等に定める検査基準または甲所定の検査方法に基づき、個別契約に定める検査期間内に成果物の検査を行い、書面をもってその結果を乙に通知するものとする。
2. 前項の検査合格をもって、本件業務に関する甲の検収が完了するものとする。
3. 前条において乙が納入を遅延したときは、第１項における甲の検査期間も遅延日数に応じて変更されるものとする。

**第11条（不合格の場合の処置）**

1. 前条の検査が不合格となった場合、乙は、その責任と費用負担において、甲の指示に従い、甲の指定する期日までに成果物の補正または作業内容の再実施を行うものとする。この補正追加が完了したときは、乙は、直ちに甲に通知し、その再検査を受けなければならないものとする。
2. 前項の場合、再検査の手続については前条の規定を準用するものとし、検査に合格した時をもって検収を完了したものとする。ただし、この場合といえども、乙は、甲に対する納入等の遅延の責を免れないものとする。

**第12条（権利の帰属）**

1. 本件業務に基づき作成された成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45 年法律第48 号）第21 条から第28 条までに規定する権利をいう）については、甲乙の共有に帰属し、相互に内容を公表することを承諾する。なお、別に定めがない限り、成果物の配布は無償で行わなければならない。
2. 甲又は乙が内容を改変（2次流用）する場合には、相互に承認を受けることとする。承認後の成果物については、前項の規定を適用せず、有償または無償で配布することができる。また、改変後の使用権及び著作権については、甲または乙いずれかの作成したものに帰属する。なお、第３者に著作権等を譲渡する場合には、相互に承認を受けるものとする。
3. 成果物の活用が公序良俗に反し、又はこれに反する恐れがある場合は、甲は大阪市港区役所とも協議のうえ、乙に対して、使用の差し止めや回収等を求めることができる。乙はこれらの要求があった場合は、これに従わなければならない。

**第13条（瑕疵担保責任）**

納入物件につき、作業上の誤りその他乙の責に帰すべき事由に基づき、本件業務の検収完了後、１年以内に補正または追加を要するとき、乙は、その責任と費用負担において直ちに補正または追加を行うものとする。

**第14条（第三者の権利侵害）**

1. 乙は、本件業務の実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、製作物およびこれに関連して得られた技術的成果が第三者のいかなる権利も侵害していないことを保証するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、製作物あるいは技術的成果が第三者の権利を侵害するとして何らかの請求、異議申立てがなされ、または訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙は、その責任と費用負担においてすべてを処理解決し、甲に一切迷惑、損害を及ぼさないものとする。

**第15条（秩序の維持）**

乙は、本件業務の実施、その他本基本契約および個別契約に関連して、作業実施場所に立入る場合は、甲または甲の顧客の諸規定を遵守し、安全と秩序の維持に努めなければならないものとする。なお、この場合、乙は、作業実施場所に立入る乙の技術者および第１２条に基づき本件業務を再委託した第三者に身分を証明するものを携帯させるものとする。

**第16条（権利義務譲渡の禁止）**

乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に関連して発生するすべての甲に対する権利および義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または承継させてはならないものとする。

**第17条（請負料・支払い）**

1. 本業務の請負料は、●●●●円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
2. 乙は成果物を納入し甲の検査に合格した後、速やかに請求書を甲に提出する。甲は請求書受領後、３０日以内に支払いを完了しなければならない。

**第18条（本件業務完了期日の厳守）**

1. 乙は、本件業務完了期日を遵守しなければならないものとする。
2. 乙は、理由の如何を問わず本件業務完了期日までに納入物件を納入または本件業務を完了することができないと判断した場合は、直ちにその理由、遅延日数および遂行日程を記載した書面により甲に通知し、甲の指示を受けなければならないものとする。
3. 前項において、甲が新たな本件業務完了期日を指示した場合でも、乙は、甲に対する本件業務完了期日遅延の責を免れないものとする。
4. 乙の責めに帰すべき事由により乙が本件業務完了期日を遅延した場合、甲は、乙に対し、遅延損害金を請求できるものとする。

**第19条（損害賠償）**

本件業務の実施または乙の納入物件の瑕疵により、甲に損害が発生したときは、乙は、甲の被った一切の損害〔甲の支払うべき紛争解決に要する一切の費用（弁護士費用を含む）、甲の第三者に対する賠償金その他すべての損害〕につき賠償責任を負担するものとする。

**第20条（不可抗力の免責）**

天災地変、内乱、公権力による命令処分その他不可抗力により、本件業務の全部もしくは一部の実施の遅延または乙の納入物件の引渡が不能となった場合には、甲および乙は、その責任および費用負担につき協議するものとする。

**第21条（甲の解約権）**

甲は、その都合で書面をもって乙に通知することにより、相当の期間を定め、本基本契約または個別契約の全部または一部を解約できるものとする。ただし、この場合、甲は、乙に対し、解約時点までに乙が既に実施した本件業務に現実に要した費用を支払うものとし、また乙は、甲に対し、解約時点までに完成し、もしくは仕掛中の納入物件全部を引渡すものとする。

**第22条（契約の解除）**

1. 甲または乙が次の各号の一つに該当した場合、相手方は何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。
(1)本契約に基づく債務を履行せず、その他本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
(2)差押、仮差押、仮処分、または競売の申立てがあったとき、もしくは租税公課を滞納し、督促を受けたとき、または滞納処分による差押を受けたとき。
(3)手形、小切手が不渡りとなったとき。
(4)破産、民事再生、会社整理または会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
(5)合併、解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
(6)その他信用状態が著しく悪化したとき。
2. 乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は何らの通知・催告を要せず、直ちに本基本契約または個別契約の全部または一部を解除できるものとする。
(1)乙の労働争議、従業員の退職、また乙の責に帰すべき事由により、本件業務を個別契約に定める本件業務完了期日までに完了することが困難となったとき。
(2)乙または乙の作業責任者、その他の従業員、使用人が不正行為をなし、もしくは甲または甲の顧客に対しその業務の遂行を妨げ、あるいは損害を与えたとき。
3. 第１項および前項により本契約の全部または一部が解除された場合、解除をなした当事者は、相手方に対して、相手方の責によって被った損害の賠償を請求できるものとする。

**第23条（相殺）**

乙が甲に対して金銭債権を有している場合において、乙が前条第１項または第２項のいずれか一つにでも該当したときは、本契約の解除の有無または弁済期の先後にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に対して有するすべての金銭債権と乙の甲に対する債権とを対等額をもって相殺できるものとする。

**第24条（機密保持）**

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

**第25条（協定外事項）**

本契約に定めのない事項および解釈につき疑義を生じた事項については、法令、商慣習等によるほか甲乙協議して信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年　　月　　日

　甲　　築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会　　委員長　重山 英樹　　　印

乙　　●●●●●●　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●●●　　 　印

（別添）

多言語対応エリアマップ作成　仕様書（案）

１．名称

多言語対応エリアマップ

２．適用範囲

　　大阪市港区内のエリア各所

３．内容

　１）本仕様書において作成する多言語対応エリアマップについては、築港エリアの内外を問わず港区全エリアの共通事項として、原則、「築港・天保山まちづくり計画（平成29年度策定）」に定める方策を基本として以下のとおり作成するものとする。

・多様な国籍のインバウンドにも対応するマップの多言語化（日本語、英語、中国語の３カ国語以上として、多言語対応エリアマップのうち地図や紹介文など根幹となる部分については必ず対応することとし、具体的には築港・天保山まちづくり実行委員会と協議して定めること）

・区内の魅力ある店舗や名所などの独自性あふれる取材による紹介

・HPやSNSなどの媒体での配布も考慮した体裁

２）その他の仕様については、乙が企画提案した内容に基づき作成することとする。

３）本仕様書により作成する多言語対応エリアマップについては、別に定めのない限り、無償により配布する。

　４）著作権の考え方については、以下のとおりとする。

ア　本業務で作成した成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45 年法律第48 号）第21 条から第28 条までに規定する権利をいう）については、実行委員会及び事業者の共有に帰属し、相互に内容を公表することを承諾する。なお、別に定めがない限り、成果物の配布は無償で行わなければならない。

イ　事業者又は実行委員会が成果物を改変（2次流用）する場合には、相互に承認を受けることとする。承認を受けた成果物を改変したものについては、前項の規定を適用せず、有償または無償で配布することができる。また、改変後の使用権及び著作権については、甲または乙いずれかの作成したものに帰属する。なお、第三者に著作権等を譲渡する場合には、相互に承認を受けるものとする。

ウ　成果物の活用が公序良俗に反し、又はこれに反する恐れがある場合は、実行委員会は大阪市港区役所とも協議のうえ、事業者に対して、使用の差し止めや回収等を求めることができる。又、事業者はこれらの要求があった場合は、これに従わなければならない。

４．成果物

　　１）本業務で作成した多言語対応エリアマップについては、以下のとおり成果物として処理するものとする。

　　ア　実行委員会が必要な成果品は、原則として印刷物2,000部以上、電子データ（ＰＤＦ形式及びイメージファイル形式等）をＣＤ等に記録したものとする。